

令和3年4月定例総会

## 小値賀町農業委員会総会議事録

令和3年4月28日（水）

午後1時30分～午後3時30分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和3年4月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和3年4月28日（水） 午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（14人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆  
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二  
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔  
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 7番 北野 和信 委員 8番 福田 精二 委員

第2 議案第9号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について（中村地区）

第3 議案第10号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について  
（黒島地区）

第4 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく使用貸借権の設定について

第5 議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について

第6 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について

第7 その他

- ・ 次回農地・非農地判断（斑地区）について
- ・ 農地中間管理事業にかかる今後の活動について
- ・ 活動分・成果分報酬の支給について
- ・ オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」資料について
- ・ 次回総会の日程について
- ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第11号 川村推進委員

## 8. 会議の概要

北村局長： 皆さん、こんにちは。  
定刻となりましたので、ただいまより、令和3年4月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

松山会長： 皆さん、こんにちは。  
現地確認お疲れさまでした。あいにくの雨ですが、雨量が少なく田圃を耕作している方は大変かと思います。できればもう少し降ってほしいものです。  
それでは、始めたいと思います。  
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。私に一任できますでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。  
それでは、7番 北野 和信 委員、8番 福田 精二 委員 をお願いします。  
続きまして、日程第2 議案第9号「利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第9号の説明をします。利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

先月の総会で事前に地図確認していただき、先ほど現場確認をしていただいた、中村郷一円の9筆、総面積3,831㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目以降の対象地リストのとおりとなります。現況も見ていただいた通りですし、議案に記載しています判断基準に基づいて判断していただければと思います。

(小字ごとに電子黒板で確認)

以上で議案第9号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、現況は確認していただいた通りです。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

(特に無し)

無いようですので、非農地としての判断でよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、非農地として判断したいと思います。  
続きまして、日程第3 議案第10号「利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第10号の説明をします。利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

今度は、先ほど現場確認をしていただいた、黒島郷一円の22筆、総面積13,408㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目以降の対象地リストのとおりとなります。現況も見ていただいた通りですし、議案に記載しています判断基準に基づいて判断していただければと思います。

(小字ごとに電子黒板で確認)

以上で議案第10号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特に無し)

黒島の場合、下限面積も10㎡と小さく畑の面積も小さいため家庭菜園程度の利用となっているようです。そういうことで、現況ご確認いただきましたが、特に無いようですので非農地としての判断でよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは非農地として判断したいと思います。  
続きまして、日程第4 議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく使用貸借権の設定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第11号につきましては、川村推進委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

〈川村推進委員 退席〉

それでは議案第11号の説明をします。農地法第3条第1項の規定に基づく使用貸

借権設定の許可申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在は、前方郷字浦ノ田〇〇〇番〇と〇〇〇番〇の畑 2筆、面積〇〇〇㎡で、貸付人は、相津の●●●●さん●●歳、借受人は相津の▲▲▲▲さん▲▲歳です。▲▲さんの借受前の耕作面積は△△△㎡で借受面積が〇〇〇㎡ですので借受後の耕作面積は▽▽▽㎡となります。貸借の理由は、借受人の農業経営規模拡大のため、契約の内容は令和3年5月1日から令和13年4月30日までの10年間の使用貸借になります。

借受人は、下限面積も十分にクリアしており、相津地区の担い手農家でもありますので、農地法第3条第2項各号の基本要件を満たしていると判断され、事務局としては許可相当かと思われま

(電子黒板で当該農地の位置を説明)

以上で議案第11号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

松本代理： 中間管理事業ではなく農地法3条での利用権設定としているのには、何か理由があるのでしょうか。

北村局長： 当事者の意向で3条となっています。

松山会長： 他に何かありませんか。

(特に無し)

無いようですので、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。許可することにいたします。

〈退席委員 入室〉

続きまして、日程第5 議案第12号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第12号の説明をします。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移

転の許可申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在は、前方郷字相津□□□番□の一部で分筆後予定地番□□□番◇の畑 1筆、面積◇◇◇㎡で、譲渡人は相津の▼▼▼▼さん▼▼歳で、譲受人は同じく相津の■ ■ ■ ■さん ■ ■歳です。 ■ ■さんの譲受前の耕作面積は◎◎◎㎡で、譲受面積が◇◇㎡であり、譲受後の耕作面積は☆☆☆㎡となります。譲渡・譲受の理由は、◆◆から★への贈与です。譲受人は農業大学を卒業後、平成31年から農業後継者として◆◆◆◆と一緒に農業経営に取り組んでおられ、農地法第3条第2項各号の基本要件を満たしていると判断され、事務局としては許可相当かと思われま

す。以上で議案第12号についての説明を終わります。

松山会長： 詳細については事務局から説明がありました通りです。 ■ ■ ■ ■さんも ◆ ◆の後を継いで農業をやると言っていますので、許可して頂ければと考えますが、いかがでしょうか。何かご意見ありませんか。

(特に無し)

無いようでしたら、許可するという事によろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、許可することといたします。  
続きまして、日程第6 議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第13号の説明をします。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在は、中村郷字城ノ越○△○番△の田圃 1筆、面積○△○㎡で、譲渡人は、△▽△▽へ既に転出しておりますが柳西の●▲●▲さん●▲歳、譲受人は柳西の▲▼▲▼さん▲▼歳です。 ▲▼▲▼さんの譲受前の耕作面積は▽□▽㎡で、譲受面積が□◇□㎡であり、譲受後の耕作面積は◇○◇㎡となります。譲渡・譲受の理由は、譲渡人の就農断念のためです。 ●▲さんは▲▼さんの▼■▼■であり、家族経営で農業を一緒に営んでおりましたが、最近、小値賀を出ていかれたそうで、都合により資産を処分する必要があるとのことで、今回の申請があったものです。

譲受人は、そもそも経営主でありますので、農地法第3条第2項各号の基本要件を満たしていると判断され、事務局としては許可相当かと思われま

(電子黒板で該当農地の位置を説明)

以上で議案第13号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

松本代理： ●▲●▲さんは就農断念ということですが、島外に出て行っているのですか。

北村局長： 今月あたりに、この議案の佐世保の住所に転出しているようです。

松本代理： 弟さんはどうしているのですか。

北村局長： 弟さんは農業を継ぐ予定で頑張っているようです。

松本代理： 弟さんが担い手公社の研修生を修了する時に、お兄さんと共同で経営するという計画が出ていたと思います。

西山推進委員： 近頃見ないと思いましたが、出て行っていたのですね。

松本代理： 当初から、大丈夫なのか、親子でちゃんと話し合いをするようにとは言っていたのですが。

西山推進委員： 経営のやり方も昔と今では違うみたいですが。  
次男は今のやり方で経営しているみたいですが、長男は昔からのやり方でやっていたみたいですが。最初は良かったみたいですが、近ごろはあまり良くなかったようです。

松本代理： もともとは他の人の田圃を購入したわけですね。

北村局長： もともと借金のかたとして名義を変えていたようです。

松山会長： そういうことですので、この件については許可するという事でよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、許可することといたします。  
続きまして日程第5 その他について を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： 次回の農地・非農地判断である斑地区について見ていきたいと思います。

(小字ごとに電子黒板で確認：班島～前田)

以上です。斑の非農地判断が終わると、車で現地確認できるところは完了します。残りは納島と大島ですが、どのように現地確認しましょうか。何年か前に六島の非農地判断に行ったときのように、5～6人くらいで行くような感じでしょうか。

松山会長： そうですね、全員行くわけにはいかないのです。六島の非農地判断に行かれた方はいると思いますが、六島は一人しか住んでいませんし、農地もほとんど残っていません。納島と大島には以前は荒廃農地班と農地集積班とで分かれて行っています。ですので、今回も半分ずつ分かれて現地確認してもらったと思います。1ヶ月のうちに2回も現地確認に行くのは事務局も大変かと思いますので、2ヶ月に分けて現地確認したらと思いますが、いかがでしょうか。

北村局長： 事務局的には、来月は斑を最優先で、再来月に残りの2か所ともまとめてやってしまいたいです。交通費も行きは渡船の時間に合わせて渡って、帰りはチャーター船でというふうに予算をとっています。

松山会長： 日程は事務局に任せていただいて、班編成をして現地確認するようにしたいと思います。20人近い人間が一度に行くのではなく、半分ずつでもいいかと思います。まだ行った事も無い方もいるかもしれませんので、この機会にご参加よろしく願います。

松本代理： 総会の時に行くのですか。

北村局長： 事前に現地確認に行っておいて、総会までに確認結果をまとめておいて、総会時に議案としてあげるようになります。

松山会長： なので、日程は事務局で調整させていただきます。

北村局長： 6月前半に予定したいと思いますが、6月で雨が多くなりますので日程は相談しながらになるかと思います。

次に活動分・成果分報酬の支給についてということで、会議前に二つ封筒をお渡ししております。農業委員および推進委員の報酬は、前期分後期分の基本報酬に加え、活動分・成果分という、補助事業に則った支給になります。

(資料に基づき活動分・成果分報酬の算定根拠について説明)

申し訳ありません、その他の2番目の説明を飛ばしていました。

農地中間管理事業にかかる今後の活動についてということで、資料の表題に令和3年度第2回農用地利用配分計画書（予定）と書いてあります。

（資料に基づき配分計画の受け手への相談方法について説明）

この件について何かご質問ありませんか。

この前方の北側が落ち着けば、その次は南側になってくるかと思います。1年間の計画ではないので、今後2～3年かけて小値賀町全体を推進していこうということになります。活動の進め方については、やりながら修正していくようになると思いますので、今回はとりあえず頭出しということでやってみてもらえればと思います。

松山会長：       これが先ほど言っていた成果分の報酬としてあがってくるわけです。できるだけ協力し合って、現地調査をした人が一番状況はわかっていると思いますが、農家台帳が各地区に配られていますので、そのへんも協力しながら活動してもらえればと思います。

北村局長：       農家台帳の話も出てきていたので話しておきたいのですが、例年、年末年始にかけて営農組合長さんに各農家の農家台帳確認・回収をしてもらっていましたが、農業委員会の役割の一つである、農地利用最適化の推進の一環として営農組合長ではなく、人・農地プランのアンケートを皆さんに臨戸訪問で実施していただきましたが、それと同じように担当地区の農業委員会の委員に農家台帳の確認作業を移行できればなと思っています。各地区の代表である農業委員会の委員ですので、何かあればもちろん回収する時にでも相談を聞いていただくなど、具体的な活動として今年度から取り組んでいこうと考えていますのでよろしくお願いします。

昨年度は3月に確認しましたが、今年度からは従来通り年末から年始にかけて皆さんにお渡しするように準備しようと思います。

時間も押し迫ってきましたが、オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」資料についてということで、この冊子を見て頂きたいと思います。

昨年12月に農業会議から、令和2年度全国農業委員会会長代表者集会の代替措置として、「農地利用最適化と『人・農地プランの実質化』等の話し合いの進め方について」の動画配信の案内があっていたところでしたが、ネット環境の都合もあることから、DVDと研修資料が送付されてきております。

本来ならば、ここでDVDを視聴して研修していただくべきところですが、視聴時間が240分と長いため、希望される方に貸し出すことで対応したいと思いますが、この資料に目を通してみましたところ、農地利用最適化について分かりやすくまとめられておりましたので、要点を掻い摘んで見ていきたいと思っています。

(研修資料に基づき説明)

以上でその他の説明は終わりましたので、次回総会の日程を決めていただきたいと思ひます。

松山会長： それでは5月の総会の日程を決めたいと思ひます。事務局からは何かありますか。

北村局長： 今度は中間管理の手続きがあるので、事務局としては26日希望です。

松本代理： 26～28日は磯です。

北村局長： それなら25日でも結構です。

松山会長： 25日は準備で忙しいでしょう。  
24日でも良いですよ。24日かどうか。

全員： はい。

松山会長： それでは24日ということをお願いします。午後1時30分です。  
他に皆さんから何か無いでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終わりたいと思ひます。お疲れさまでした。